

大分県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第六章の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第一号。以下「国・厚省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第60条の規定による指定を受けようとする者は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）に法第60条第2項に規定する書類を添付し、知事に提出しなければならない。
- 2 国・厚省令第41条第2項第5号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 支援法人の指定に関する誓約書（様式第5号）
 - 二 その他、知事が審査のために必要と認める書類

(指定の通知等)

- 第3条 知事は、前条の指定の申請が法第59条各号の基準に適合していると認めるときは、支援法人として指定するものとする。
- 2 知事は、前項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前条の指定の申請が法第59条各号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(変更の認可)

第4条 法第61条第1項の規定による変更をして新たな業務を行う支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援業務変更認可申請書(様式第8号)に、国・厚省令第43条第2項に規定する書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請が、国・厚省令第43条第3項に規定する基準に適合していると認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援業務変更認可書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

3 知事は、同条第1項の申請が、国・厚省令第43条第3項に規定する基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援業務の変更認可しない旨の通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 法第61条第1項の規定による変更の届出を行う支援法人は、住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書(様式第11号)に關係書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、国・厚省令第44条に規定する軽微な変更は、提出不要とする。

(債務保証業務委託の認可)

第6条 法第63条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務委託認可申請書(様式第12号)を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認可をしたときは、債務保証業務委託認可書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の認可を行わないときは、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可)

第7条 法第64条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、債務保証業務規程・残置物処理等業務規程認可申請書(様式第15号)を、債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 法第64条第3項の規定に基づき前項による認可を受けた債務保証業務規定又は残置物処理等業務規程を変更しようとする支援法人は、債務保証業務規程・残置物処理等業務規程変更認可申請書(様式第16号)に債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程を添付し、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の認可をしたときは、業務規程認可書(様式第17号)、第3項の変更認可をしたときは、業務規程変更認可書(様式第18号)により申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、業務規程の認可を行わない旨の通知書(様式第19号)を、第3項の変更認可を行わないときは、業務規程の変更認可を行わない旨の通知書(様式第20号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画等の認可等)

- 第8条 法第65条第1項の規定による認可を受けようとする支援法人は、毎事業年度、支援業務事業計画等認可申請書(様式第21号)に支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を添付し、知事に提出しなければならない。
- 2 前項による認可を受けた事業計画又は収支予算を変更しようとする支援法人は、支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第22号)に、関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の認可をしたときは、支援業務事業計画等認可書(様式第23号)、第2項の変更認可をしたときは、支援業務事業計画等変更認可書(様式第24号)により申請者に通知するものとする。
 - 4 知事は、第1項の認可を行わないときは、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書(様式第25号)、第2項の変更認可を行わないときは、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書(様式第26号)により申請者に通知するものとする。
 - 5 支援法人は、毎事業年度、法第65条第2項の規定及び国・厚省令第46条各項の規定により、支援業務事業報告書(様式第27号)に支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。

(支援法人の指定辞退)

第9条 支援法人が、指定の辞退を行うときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(様式第28号)により、1部を提出するものとする。

(指定の取消し)

第10条 知事は、法第70条の規定により支援法人の指定を取り消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書(様式第29号)により当該支援法人へ通知するものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年10月1日から施行する。